

事例 8 (株)横浜銀行による(株)神奈川銀行の株式取得

第 1 当事会社

株式会社横浜銀行（法人番号7020001008645）（以下「横浜銀行」という。）は地方銀行、株式会社神奈川銀行（法人番号7020001011062）（以下「神奈川銀行」という。）は第二地方銀行であり、いずれも、神奈川県内に本店を置き、主に同県内で銀行業を営んでいる。

以下、横浜銀行の最終親会社である株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ（法人番号8010001174710）と既に結合関係が形成されている企業の集団を「コンコルディアグループ」という。同グループは、東京都内に本店を置く第二地方銀行である株式会社東日本銀行（法人番号9010001034913）（以下「東日本銀行」という。）を傘下に有する。また、神奈川銀行と既に結合関係が形成されている企業の集団を「神奈川銀行グループ」といい、コンコルディアグループと神奈川銀行グループを併せて「当事会社グループ」という。

第 2 本件の概要及び関係法条

本件は、横浜銀行が、神奈川銀行の株式に係る議決権の50%を超えて取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競合関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ¹、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた神奈川県内の5経済圏（横浜・川崎地域、横須賀三浦地域、県央地域、湘南地域及び県西地域）における事業性貸出し及び非事業性貸出しにおける水平型企业結合の検討結果について詳述したものである。

第 3 一定の取引分野

1 役務範囲

当事会社グループは銀行業で競合関係にあるところ、過去の同様の企業結合事例²における整理を踏まえ、事業者等を対象に資金を貸し出す「事業性貸出し」と、一般消費者を対象に資金を貸し出す「非事業性貸出し」に大別した上で、前者については、取引相手によって取引の実態が異なるという事情を踏まえ、更に「大企業・中堅企業向け」、「中小企業向け」及び「地方公共団体向け」をそれぞれ異なる役務範囲として画定した。

¹ 当事会社グループにおいては、預金、為替、投資信託販売、公共債販売、保険代理店及び金融商品仲介に係る各取引分野についても競合しているが、いずれも当事会社グループ以外の銀行（都市銀行や神奈川県外に本店を置く地方銀行）、信用金庫、大手証券会社等競争事業者が多数存在している。

² 例えば、「(株)福井銀行による(株)福邦銀行の株式取得」（令和2年度事例集 事例9）や「(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得」（平成30年度事例集 事例10）といった事例がある。

2 地理的範囲

(1) 当事会社グループの店舗の立地状況

当事会社グループの都府県別の店舗数は下表のとおりである。

	コンコルディアグループ		神奈川銀行
	横浜銀行	東日本銀行	
神奈川県	170	8	34
東京都	25	55	—
群馬県	3	—	—
愛知県	1	—	—
大阪府	1	—	—
茨城県	—	12	—
埼玉県	—	4	—
千葉県	—	4	—
栃木県	—	1	—

したがって、当事会社グループがいずれも店舗を置いている都府県は神奈川県のみであることから、本件行為は、神奈川県における水平型企業結合に該当する。

(2) 経済圏

金融機関は需要者を訪問して営業活動を行うことが多く、店舗から一定の範囲を営業範囲としている。本件における営業範囲は、店舗から自動車又は公共交通機関で30分ないし1時間程度で移動できる市町村を構成市町村とする範囲を営業範囲（以下「経済圏」という。）として設定した。当事会社グループは、神奈川県における事業性貸出し及び非事業性貸出しについて、競争事業者との間では、主に下表の5つの経済圏ごとの範囲で競争していると考えられることから、下表のとおり5経済圏をそれぞれ地理的範囲として画定した。

経済圏名		構成市町村
①	横浜・川崎地域	横浜市、川崎市
②	横須賀三浦地域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
③	県央地域	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
④	湘南地域	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
⑤	県西地域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、

		山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
--	--	----------------------

第 4 本件行為が競争に与える影響

1 中小企業向け事業性貸出し

当事会社グループは、いずれも神奈川県の中小企業向けに事業性貸出しを行っており、水平型企业結合に該当するところ、5 経済圏それぞれについて、令和 4 年 3 月末時点の中小企業向け事業性貸出しの市場シェアは次の各表のとおりである。①ないし④のいずれの経済圏においても、本件行為後の H H I が 1, 5 0 0 以下であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。また、⑤の経済圏においても、本件行為後の H H I が 2, 5 0 0 以下であって、かつ H H I の増分が 2 5 0 以下であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。

①横浜・川崎地域

順位	金融機関名	市場シェア
1	コンコルディアグループ	約 1 5 %
2	A	約 1 0 %
3	B	約 1 0 %
4	C	約 1 0 %
5	D	約 1 0 %
6	E	約 1 0 %
⋮	⋮	⋮
1 3	神奈川銀行	0 - 5 %
	その他	約 3 0 %
合計		1 0 0 %
合算市場シェア・順位：約 2 0 %・第 1 位		
統合後の H H I：約 9 0 0		
H H I 増分：約 6 0		

②横須賀三浦地域

順位	金融機関名	市場シェア
1	F	約 20%
2	G	約 20%
3	H	約 15%
4	コンコルディアグループ	約 15%
5	I	約 15%
⋮	⋮	⋮
10	神奈川銀行	0－5%
	その他	約 15%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 15%・第 3 位		
統合後の HHI：約 1,480		
HHI 増分：約 30		

③県央地域

順位	金融機関名	市場シェア
1	コンコルディアグループ	約 15%
2	J	約 15%
3	K	約 15%
4	L	約 10%
5	M	約 10%
⋮	⋮	⋮
15	神奈川銀行	0－5%
	その他	約 35%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 15%・第 1 位		
統合後の HHI：約 1,000		
HHI 増分：約 30		

④湘南地域

順位	金融機関名	市場シェア
1	コンコルディアグループ	約 15 %
2	N	約 15 %
3	O	約 10 %
4	P	約 10 %
5	Q	約 10 %
⋮	⋮	⋮
13	神奈川銀行	0 - 5 %
	その他	約 35 %
合計		100 %
合算市場シェア・順位：約 20 %・第 1 位		
統合後の HHI：約 1,000		
HHI 増分：約 60		

⑤県西地域

順位	金融機関名	市場シェア
1	R	約 40 %
2	コンコルディアグループ	約 20 %
3	S	約 10 %
4	T	約 10 %
5	U	約 10 %
⋮	⋮	⋮
12	神奈川銀行	0 - 5 %
	その他	約 15 %
合計		100 %
合算市場シェア・順位：約 25 %・第 2 位		
統合後の HHI：約 2,300		
HHI 増分：約 20		

2 中小企業向け事業性貸出し以外の貸出し

中小企業向けの事業性貸出し以外の貸出し（大企業・中堅企業向けの事業性貸出し及び地方公共団体向けの事業性貸出し並びに非事業性貸出し）については、神奈川県に所在する都市銀行や信用金庫等の競争事業者が多数存在し、①ないし⑤のいずれの経済圏においても水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

第 5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事例 9 (株)三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友カード(株)によるＣＣＣＭＫホールディングス(株)の株式取得

第 1 当事会社

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（法人番号2010001081053）（以下「SMFG」という。）は、銀行法に基づき銀行等を子会社とする銀行持株会社である。

SMFGの子会社である三井住友カード株式会社（法人番号3120001082353）（以下「SMCC」という。）は、クレジットカード事業を営む会社である。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（法人番号2120001077107）（以下「CCC」という。）の子会社であるＣＣＣＭＫホールディングス株式会社¹（法人番号8011001091920）（以下「ＣＣＣＭＫＨＤ」という。）は、ポイントアライアンス事業及びマーケティング・ソリューション事業を営む会社である。

以下、SMFGを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「SMBＣグループ」と、CCCを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「CCCグループ」といい、SMBＣグループとCCCグループを併せて「当事会社グループ」という。

第 2 本件の概要及び関係法条

本件は、SMFG及びSMCCがＣＣＣＭＫＨＤの株式に係る議決権の20%を超えて（0%→40%）取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。本件行為により、ＣＣＣＭＫＨＤは、SMBＣグループ及びCCCグループ（CCCが残りの60%の議決権を保有する。）の共同出資会社となる。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第 3 一定の取引分野

1 役務の概要

(1) データベースマーケティング事業

データベースマーケティング事業は、主に消費者の性別、年齢、住所等の情報や購買履歴、位置情報、閲覧履歴等に関するデータ等を分析し、取引先事業者における顧客の新規開拓、優良顧客の育成、休眠ユーザーへのアプローチ等を目的としたソリューションを当該取引先事業者に対して提供するものである。

データベースマーケティング事業を行う事業者は、主に会員情報と加盟店に

¹ 令和4年10月1日、株式会社Tポイント・ジャパン（ポイント事業）を存続会社、CCCマーケティング株式会社（データベースマーケティング事業）を消滅会社とする吸収合併を行い、現商号に変更している。